

計算書類に対する注記（拠点区分用）

別紙 2

令和 5年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 藤井寺市社会福祉協議会
拠点区分名：法人運営拠点

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 総平均法に基づく原価法
- (2) 棚卸資産の評価方法 ①貯蔵品 最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法 定額法
- (4) 引当金の計上基準 ①退職給付引当金 全国社会福祉団体退職共済制度に基づく当期末要支給額を計上
- ②賞与引当金 給与規程に基づく賞与支給基準による夏期賞与支給額のうち当期対応分を計上
- (5) 消費税等の会計処理 税込方式

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

当法人は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の実施する退職共済制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人運営拠点拠点区分財務諸表
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
- (4) 当拠点区分におけるサービス区分の内容
 - 1. 法人運営管理事業
 - 2. 善意銀行事業
 - 3. 基金運営事業
 - 4. 共同募金配分金事業
 - 5. 地域福祉活動総合支援事業
 - 6. 小地域ネットワーク活動推進事業
 - 7. 福祉サービス利用援助事業
 - 8. 資金貸付事業
 - 9. 人材育成受託事業
 - 10. 福祉会館運営受託事業
 - 11. 総合相談窓口設置受託事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輦運搬具	7,683,651	7,508,980	174,671
器具及び備品	5,575,705	3,029,628	2,546,077
合 計	13,259,356	10,538,608	2,720,748

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。